

毎週火、金曜日発行(但休日に当ると翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

◇ 告示

目 次

土地改良事業計画書の写の縦覧

土地改良事業計画書等の縦覧

基本測量の終了の通知

小売さばき人の指定

保険医療機関の指定の辞退

保険医の登録の抹消

保険医等の登録

牛の人工授精に関する講習会の実施

結核病等検査等の実施

あん摩師、はり師及びきゅう師試験の実施

◇ 公告

鳥取県告示第三十一号

昭和三十七年六月二十日付で北条川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適當と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 一朗

一 縦覧期間

昭和三十八年二月五日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡北条町大字弓原 北条川土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和38年2月5日 火曜日 鳥取県公報 第3399号

鳥取県告示第三十二号

昭和三十七年十二月十五日付で米子市彦名町六七六番地、内田金良ほか十五人の者から申請のあつた米子市彦名三番川土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年二月五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

事に申し出ること。

鳥取県告示第三十三号

昭和三十八年一月七日付で八頭郡八東町大字東一八番地、松田正秋ほか十四人の者から申請のあつた東土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年二月五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十四号

昭和三十七年十二月十五日付で米子市彦名町四五八九番地、河場敏雄ほか十五人の者から申請のあつた米子市彦名後藤川土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

鳥取県告示第三十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

四 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

四 異議の申出

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十七年十二月十六日

鳥取県告示第三十六号
鳥取県收入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により、小売さばき人を次のとおり指定した。

昭和三十八年二月五日

鳥取県 知事 石 破 二 朗
指定番号 氏 名 売さばき場所 住 所 指定年月日
三二〇 鳥取県經濟農業協同組合連合会 倉吉支所長 小島豊 鳥取県經濟農業協同組合連合会 倉吉支所 一地 上井三三〇番の 昭和三十八年二月一日

鳥取県告示第三十七号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の十一第一項の規定による保険医療機関の指定の辞退について保険医療機関でなくなつたものについて、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により次のとおり告示する。
昭和三十八年二月五日
鳥取県 知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三十八号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の十一第二項の規定による保険医の登録の抹消の請求について保険医でなくなつた者について、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により次のとおり告示する。
昭和三十八年二月五日
鳥取県 知事 石 破 二 朗

する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名 住 所 登録の記号 及び番号 抹消年月日

松原 堅 鳥取市吉方 五二七 鳥医三五三 昭和三十八年一月二十一日

鳥取県告示第三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十八年二月五日

鳥取県 知事 石 破 二 朗

登録の記号 登録年月日

氏名 住 所 登録の記号 登録年月日
杉原 徹彦 西伯郡日吉津村 大字日吉津 一月十六日 昭和三十八年

鳥取県告示第四十号
鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により、牛の人工授精に関する講習会を次のように実施する。
昭和三十八年二月五日
鳥取県 知事 石 破 二 朗

一 牛の人工授精講習会
日 時 午 科 目
二月十八日 関係法規 繁殖生理

十九日 家畜改良と登胎生遺伝と概論
二十日 器具機械 生殖器解剖
二十一日 消毒 産試験場
二十二日 繁殖生理 東伯郡赤崎町
二十三日 生殖器解剖実習

(第3種郵便物)
認可

別表		別核、ブルセラ病検査	実施期日	次実施区域	実施場所	二月	八日	二月十一日	倉吉市灘手	津原、農協、上神	二十三日	二十六日	倉吉市高	東伯町浦安	十九日	二十二日	大栄町由良	大谷、別所	
十五日	倉吉市上小鴨	農協、広瀬	西郷	西郷	農協	九日	十二日	東伯町古布庄	倉吉	三明寺	二十五日	二十八日	下郷	下光好、杉下	城服部、大立、下米積	二十三日	二十六日	倉吉市高	大谷、別所
十八日	三朝町三徳	片柴	上井	八橋	八橋、笠見	八尾	十一日	北条町下北条	六尾	東穂波、西穂波、	二十七日	三月二日	大栄町栄	赤崎町安田	勢家畜市場、上伊	二十三日	二十六日	倉吉市高	大谷、別所
三朝	三朝	三朝	倉吉市上北条	農協	東穂波、西穂波、	六尾	十三日	北条町下北条	家畜診療所	三月五日	八日	泊村泊	東伯町下郷	西高尾、下種、	二十三日	二十六日	倉吉市高	大谷、別所	
十五日	赤崎町赤崎	旧市場、松ヶ谷	國分寺、和田	農協	花見	花見	六日	赤崎町成美	東郷町舍人	八日	泊村泊	赤崎町成美	赤崎町下郷	龟谷	二十三日	二十六日	倉吉市高	大谷、別所	
十八日	三朝町三徳	片柴	平和	農協	矢送	矢送	九日	閑金町南谷	原	九日	閑金町南谷	出上、中村	出上、中村	美好、倉坂	二十三日	二十六日	倉吉市高	大谷、別所	
三朝	三朝	三朝	東伯町上郷	郡家、旧市場	郡家、旧市場	郡家、旧市場	六日	赤崎町赤崎	農協	六日	赤崎町赤崎	松河原	松河原	平和	二十三日	二十六日	倉吉市高	大谷、別所	
十五日	倉吉市上小鴨	農協、広瀬	北山	福永、山田	福永、山田	福永、山田	九日	閑金町南谷	農協	九日	閑金町南谷	郡家、旧市場	郡家、旧市場	北山	二十三日	二十六日	倉吉市高	大谷、別所	

(第3種郵便物)
認可

鳥取縣告示第四十一號

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

牛たたし、生後三ヶ月以内のもの及び分へん前後のもの、一ヶ月以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
　結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している
　雌牛及びこれらの中と同一構内で飼育している
牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの及び分べん前後
　前後一ヶ月以内のものを除く

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後
　一ヶ月以内のものを除く

四 實施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

00990

昭和38年2月5日 火曜日 鳥取県公報 第3399号 (第3種郵便物) (認)

00989

昭和38年2月5日 火曜日 鳥取県公報 第3399号 (第3種郵便物) (認)

実施期日	実施区域	実施場所
二月十一日	倉吉市灘手	津原、農協、上神、
十二日	西郷	農協
十三日	岩船	岩船
十四日	倉吉	三明寺
十五日	東伯町古布庄	別宮
十六日	北条町下北条	八橋、笠見
十七日	倉吉市上北条	農協
十八日	大栄町大誠	東穂波、西穂波、六尾
十九日	社	国分寺、和田
二十日	赤崎町赤崎	旧市場、松ヶ谷
二十一日	東伯町上郷	福永、山田
二十二日	平和	平和
二十三日	大栄町由良	北山
二十四日	三朝町旭	本泉、大柿
二十五日	赤崎町以西	大父、山川、高岡
二十六日	東伯町古布庄	川本松、上法万
二十七日	岩船	岩船
二十八日	結核、ブルセラ病	明高、今西、親興

実施期日	実施区域	実施場所
二月十五日	二月十八日	日野郡二部地区
十九日	二十二日	溝口地区
二十日	二十三日	水
二十一日	二十五日	下菅、中菅、下榎、根立、金屋谷、
二十二日	二十六日	黒坂地区
二十三日	二十七日	雨
二十四日	二十八日	岩船
二十五日	二十九日	日野郡二部地区
二十六日	三月一日	日光地区
二十七日	三月六日	大坂
二十八日	三月九日	富江
二十九日	三月十八日	神奈川地区
三十日	三月二十五日	池ノ内
一月一日	三月二十八日	米沢地区
二月一日	三月二十九日	江尾地区
三月一日	三月三十日	下蚊屋、助沢、江尾、吉原
四月一日	四月十四日	大河原
五月一日	五月十四日	船越
六月一日	六月十四日	上ノ名
七月一日	七月十四日	下代
八月一日	八月十四日	船越
九月一日	九月十四日	美用、原
十月一日	十月十四日	煙池
十一月一日	十一月十四日	上代家畜検診場

肝てつ検査及び駆除	実施期日	実施区域	実施場所
二月十一日	十二日	倉吉市灘手	津原、農協、上神、
十二日	十三日	西郷	農協
十三日	十四日	岩船	岩船
十四日	十五日	東伯町古布庄	明高、今西、新興
十五日	十六日	倉吉	三明寺
十六日	十七日	東伯町古布庄	別宮
十七日	十八日	北条町下北条	八橋、笠見
十八日	十九日	倉吉市上北条	農協
十九日	二十日	大栄町大誠	東穂波、西穂波、六尾
二十日	廿一日	社	国分寺、和田
廿一日	廿二日	赤崎町赤崎	旧市場、松ヶ谷
廿二日	廿三日	東伯町上郷	福永、山田
廿三日	廿四日	平和	平和
廿四日	廿五日	大栄町由良	北山
廿五日	廿六日	三朝町旭	本泉、大柿
廿六日	廿七日	赤崎町以西	大父、山川、高岡
廿七日	廿八日	東伯町古布庄	川本松、上法万
廿八日	廿九日	岩船	岩船
廿九日	三十日	結核、ブルセラ病	明高、今西、親興
三十日	廿一日	肝てつ	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	
廿八日	廿九日	廿九日	
廿九日	三十日	三十日	
三十日	廿一日	廿一日	
廿一日	廿二日	廿二日	
廿二日	廿三日	廿三日	
廿三日	廿四日	廿四日	
廿四日	廿五日	廿五日	
廿五日	廿六日	廿六日	
廿六日	廿七日	廿七日	
廿七日	廿八日	廿八日	

四 試験方法

試験は、学科試験及び実地試験とする。
学科試験は筆記又は点字で行なう。

五 受験資格

1 文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者又は、これらの学校若しくは養成施設において、それぞれ、あん摩師、はり師又はきゅう師となるために必要な課程を修了した者

2 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第十九条第一項の規定による届出をした者（あん摩師試験のみ）

六 受験願書の提出期限

昭和三十八年二月十六日（郵送の場合二月十六日付けの消印のあるものは有効）

七 受験願書の提出先

鳥取県厚生部衛生課（鳥取市東町）あて提出すること。

八 受験手数料

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
発行日 火 金
印 刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 栗 谷 町
〔足額一部月極三五〇円（配達料共）〕

九 提出書類

1 受験願書
2 履歴書

3 五に該当することとの証明書
4 戸籍抄本又は戸籍謄本
5 写真（手札型とし、出願前六月以内に脱帽で撮影したもので、裏面に出願した試験の種類、撮影年月日氏名及び年令を記載すること。）

6 受験願書を受けたときは、受験票を交付する。

十 受験票の交付

7 受験願書を受けたときは、受験票を交付する。

十一 合格者の発表

8 合格者の氏名を三月上旬鳥取県公報に登載するとともに、合格者に合格証を交付する。

9 その他不明の点は、もよりの保健所又は鳥取市東町二丁目鳥取県厚生部衛生課にお問い合わせ下さい。

鳥取県収入証紙五百円を願書上部余白にはること。ただし、他府県居住者は、現金又は普通為替で納付することができる。